平成２３年（フ）第２０４号
高知市朝倉己440番地４
債務者　八木　孝順
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０５号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ４棟202号
債務者　髙橋　　勲
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５３号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ４棟202号
債務者　髙橋　　香
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
高知県高岡郡越知町越知乙2226番地１
債務者　岡林　暁史
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１７号
高知県高岡郡越知町越知乙2226番地１
債務者　岡林世以子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４６号
石川県加賀市大聖寺耳聞山町103番地
債務者　敷田　直彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９９号
長野県岡谷市長地鎮２丁目13番37号　アパートふじ１号
債務者　高橋てるえ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
兵庫県宝塚市南口２丁目３番35―401号
債務者　下浦毛利子（旧姓塩山）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８９号
兵庫県宝塚市山本丸橋１丁目５番28号　ミューズハイツ102号
債務者　三森　英子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０６号
徳島市不動東町４丁目1553番地６　市営不動東４改良８住宅10号、住民票上の住所徳島市国府町和田字原淵27番地の15
債務者　澤崎　輝夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
盛岡市東山１丁目31番22号、旧住所盛岡市桜台１丁目28番５号
債務者　大山　昭二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５２号
盛岡市東山１丁目31番22号、旧住所盛岡市桜台１丁目28番５号
債務者　大山美智子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５９号
岩手県花巻市高田３番33号　グリーンハイツエコー102号
債務者　垣地　麻代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６５号
盛岡市桜台１丁目22番13号
債務者　高橋　潤子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７０号
盛岡市永井18地割142番地１　２号
債務者　寄松　　唯
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７４号
盛岡市南仙北２丁目11番37号　４号
債務者　村田　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９２号
岩手県花巻市西宮野目第13地割96番地20
債務者　田沢　利晴
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４９号
福島県郡山市成山町102番地の３
債務者　大和田　聡
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係